

再生可能エネルギー発電設備のオンライン代理制御 (経済的出力制御) における精算について

2025年3月27日
関西電力株式会社

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、関西電力送配電株式会社(以下、「関西送配電」といいます。)から2025年3月26日に、関西エリアにおける再生可能エネルギー発電設備のオンライン代理制御に関する登録情報に誤りがあった旨の公表^{※1}がありました。

代理制御対価(代理制御調整金)の算定に用いられるオンライン代理制御の精算比率についても変更となります。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)に基づき、当社と電力受給契約を締結している一部の太陽光発電事業者さまにおいて、料金精算が必要となりましたので、準備が整い次第、速やかに精算を行わせていただきます。

ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

【ご精算の概要】

- ① 当社からのご請求
関西送配電による再生可能エネルギー発電設備のオンライン代理制御^{※2}に関する登録情報誤りに伴う精算
- ② 当社からのお支払い
2024年3月～6月に実施したオンライン代理制御における精算比率^{※3}の変更に伴う精算

※1 2025年3月26日 関西送配電のお知らせ

[「再生可能エネルギー発電設備のオンライン代理制御\(経済的出力制御\)に関する登録情報誤りに伴う精算について」](#)

※2 実際の出力制御を実施する際には、オフライン制御事業者が本来行うべき出力制御を、オンライン制御事業者が代わりに実施し(すなわち、オフライン制御事業者は出力制御を実施せずに発電及び供給を行う)、法令上は、オフライン制御事業者が出力制御を行い、オンライン制御事業者が発電及び供給を行ったものとみなして、オンライン制御事業者が、自身の発電設備に適用されている調達価格による対価を受ける仕組み。

※3 代理制御対価(代理制御調整金)の算定に用いられる精算比率は、オンライン制御事業者・オフライン制御事業者それぞれの月間における見込み制御量と総発電量実績に基づいて決められていることから、制御方式の誤登録があれば、精算金額に影響するもの。

(本件に関するお問い合わせ先)

関西電力株式会社 コンタクトセンター

TEL:0800-777-8810 (受付時間 9:00~17:00)

※土日祝・年末年始除く

以上